

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
1	別表第7（第2条関係）			指定試験 機関等	別表第7（第2条関係）			指定試験 機関等
	県土整備事務関係手数料				県土整備事務関係手数料			
	事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
	[略]				[略]			
42	[略]	[略]	42	[略]	[略]	[略]	[略]	
			42の2	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録手数料	次に掲げる法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（42の3の項において「住宅」という。）の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1戸 7,000円 (2) 2戸以上4戸以下 8,000円 (3) 5戸以上9戸以下 10,000円 (4) 10戸以上19戸以下 11,000円 (5) 20戸以上29戸以下	一般財団法人岩手県建築住宅センタ 二	

43	[略]	[略]	
	[略]		

		<u>12,000円</u> (6) 30戸以上49戸以下 <u>13,000円</u> (7) 50戸以上99戸以下 <u>15,000円</u> (8) 100戸以上 <u>19,000円</u>	
42の3	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第3項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の変更の登録（住宅の戸数を増加する変更を伴うものに限る。）	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録手数料 次に掲げる増加する住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 4戸以下 2,000円 (2) 5戸以上9戸以下 4,000円 (3) 10戸以上29戸以下 6,000円 (4) 30戸以上49戸以下 7,000円 (5) 50戸以上99戸以下 9,000円 (6) 100戸以上 13,000円	一般財団法人岩手県建築住宅センター
43	[略]	[略]	
	[略]		

2 別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験
----	----	----	------

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験
----	----	----	------

			機関等
[略]			
42 [略]	[略]		
<u>42の2</u> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	[略]	次に掲げる法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ <u>42の3の項</u> において「住宅」という。）の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（1）～（8） [略]	[略]
<u>42の3</u> [略]	[略]		

			機関等
[略]			
42 [略]	[略]		
<u>42の2</u> 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録又は同条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録又は登録更新申請手数料	60,000円	
<u>42の3</u> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	[略]	次に掲げる法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ <u>42の4の項</u> において「住宅」という。）の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（1）～（8） [略]	[略]
<u>42の4</u> [略]	[略]		

[略]

[略]

3 別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
9 [略]	[略]		
10 [略]	[略]		
[略]			

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
9 [略]	[略]		
9の2	<u>旅行サービス手配業登録申請手数料</u>	17,000円	
10 [略]	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 表1の項の改正部分 平成29年10月25日
- (3) 表2の項の改正部分 平成29年12月1日
- (4) 表3の項の改正部分 平成30年1月4日

2 この条例（表3の項の改正部分に限る。以下同じ。）の施行の日前に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定に基づきされた旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査については、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第5の9の2の項の規定の

例により手数料を徴収する。